

小値賀町地域福祉センターの指定管理者募集要項

令和2年11月4日
小 値 賀 町

1. 目的

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、小値賀町地域福祉センターの管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集するために必要事項を定めるものとする。

2. 指定管理者の指定

小値賀町地域福祉センターの指定管理者については、条例第4条の規定に基づき、小値賀町地域福祉センターの管理運営を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「団体」という。）を選定し、町議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3. 施設の名称等

- (1) 名 称 小値賀町地域福祉センター
- (2) 位 置 小値賀町笛吹郷2367番地
- (3) 概 要
 - ア. 床 面 積 1階 1,141.82 m² 2階 294.42 m²
 - イ. 建 築 構 造 鉄筋コンクリート2階建
 - ウ. 施 設 ・ 設 備 別表1のとおり

4. 応募資格

- (1) 団体であること。（法人格は、必ずしも必要ではない。）
- (2) 団体又はその代表が次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア. 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ. 破産者で復権を得ない者
 - ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - オ. 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ. 国税及び地方税を滞納している者

5. 応募方法

指定管理者指定申請書に必要書類を添えて小値賀町福祉事務所に直接持参すること。

(1) 受付時間

令和2年11月4日（水）から令和2年12月4日（金）まで。

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日曜日及び祝日は除く。

(2) 受付場所

小値賀町福祉事務所

6. 提出書類

(1) 申込書（第1号様式）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

ア. 法人の場合

登記簿謄本、団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

イ. 法人以外の団体

団体の規約、代表者の身分証明書及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

(3) 管理業務の計画書

(4) 管理に関する収支計画書

(5) 応募団体の経営状況を説明する書類

ア. 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ. 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ. 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにあわび館の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

(6) 応募団体の活動内容を記載した書類

ア. 事業報告書（作成している場合のみ）

イ. 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類

7. 管理運営の基本的な考え方

この施設は、在宅老人及び障害者のデイサービス事業をはじめ、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、研修事業、機能訓練等を行うための施設である。

なお、施設の運営にあたっては、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例及び小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則等を遵守すること。

(1) 施設の設置趣旨に基づき管理運営を行うこと。

(2) 特定の団体及びグループ等に対して、有利又は不利になるような取扱をせず、

公平・公正な利用に努めること。

- (3) 利用者の意見、要望等を可能な限り反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (4) 適正かつ効率的な運営に努めること。
- (5) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

8. 指定管理者が行う業務

法令の定めるところにより、町長のみの権限に属する事務を除き、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 利用料の収受
- (3) 施設内でのサービス、指導等に関する業務
- (4) 施設及び附帯設備等の維持管理（改修に係るものを除く。）に関する業務
- (5) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めるもの
なお、詳細な業務内容については、別紙、仕様書に記載のとおりとする。

9. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。ただし、この期間は議会の議決を経て決定することになる。

10. 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

町長は、小値賀町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を聴いて、書類審査等により選定する。ただし、応募された団体の中から、必ず選定されるとは限らない。

(2) 選定基準

- ア. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- エ. 収支計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- オ. 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

11. 協定の締結

指定管理者として指定を受けた団体は、次の事項について、町長と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項

- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

12. 経費等

指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法については、基本協定書及び年度協定書で定めるものとする。

13. その他

- (1) 申請者からの聞き取り調査について
必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聞き取り調査を行うこととする。なお、詳細については後日連絡することとする。
- (2) 選定結果等
申請書類及び選定結果については、公表する場合がある。
- (3) 参考資料
 - ア. 地方自治法
 - イ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
 - ウ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
 - エ. 小値賀町地域福祉センター設置及び管理に関する条例
 - オ. 小値賀町地域福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則

14. 申請書類の提出及び問い合わせ先

小値賀町福祉事務所 福祉係

住所 〒 8 5 7 - 4 7 0 1 北松浦郡小値賀町笛吹郷 2 3 7 6 番地 1

電話 0 9 5 9 - 5 6 - 3 1 1 1

別表1 「施設・設備」

施設及備品の種類	構造	規模	数量	備考
社会福祉施設	鉄筋コンクリート 造2階建	1階 1,141.82 m ² 2階 294.42 m ²	一式	事務室・多目的ホール・機能訓練室・保健室・浴室・厨房・作業工作室・会議室他
LAデスク両袖机		3段	2	事務室
LAデスク片袖机		3段	8	事務室
会議用テーブル			1	事務室
デスクラック			5	事務室
事務用チェアー			9	事務室
事務用チェアー			1	事務室
ミーティングチェアー			4	事務室
ロッカー			4	事務室
両開保管庫			8	事務室
両開保管庫		ラテラル3段	2	事務室
片開保管庫			1	事務室
耐火金庫			1	事務室
脚立			1	事務室
踏台			1	事務室
電話機台			2	事務室
マルチマガジン			1	事務室
スチール印箱			1	事務室
ロッカー			1	事務室
ファニチャー両袖机		EX-200AD	1	応接室
事務用チェアー			1	応接室
ミーティングチェアー			4	相談室
電話機台		FO-BBA	1	相談室
会議用テーブル			1	相談室
引違書庫			2	相談室
ロッカー			1	休憩室
テーブル		T6858-TV780	2	食堂
食堂用テーブル			6	食堂
テーブル		CP-1550N	2	食堂
イス		MC-510N	8	食堂
レセプションチェアー			30	食堂
フラワーボックス			2	食堂

フラワー			30	食堂他
会議用テーブル			1	書類庫
移動ラック			一式	書類庫
両開書類庫			6	書類庫
折りたたみ椅子		300 シリーズ	6	書類庫
両袖机		L I N X	1	保健室
作業用チェアー			1	保健室
事務用チェアー			1	保健室
引違ガラス保管庫			2	保健室
引違保管庫			2	保健室
作業台		メラミン天板	6	作業工作室
会議用チェアー			24	作業工作室
ソファ		3人掛	3	作業工作室
フォールディングテーブルFF			16	研修室
回転式ボード			1	研修室
折りたたみ椅子		300 シリーズ	50	研修室
回転式ボード			1	多目的ホール
OHPテーブル		C X - 900	1	多目的ホール
フラワーボックス			4	リハビリ室
センターテーブル			1	2階ホール
マガジンラック			1	2階ホール
スモーキングスタンド			4	2階ホール
電話機台		F O - D D B	3	ダイサービス室他
銅像台			1	ロビー
ティーボトルセット			1	ロビー
傘立て			2	玄関

参 考 资 料

地方自治法

発令 　　：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：令和2年6月24日号外法律第62号

改正内容：令和2年6月10日号外法律第41号[令和2年10月1日]

〔関係私企業への就職の制限〕

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔請負人等となることの禁止〕

第四百二十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔委員会及び委員の設置〕

第一百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

② 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- 一 公安委員会
- 二 労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

④ 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

- ⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- ⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
- ⑧ 第一百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定

めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

地方自治法施行令

発令　　：昭和22年5月3日号外政令第16号

最終改正：令和2年9月9日政令第271号

改正内容：令和2年9月9日政令第271号[令和2年10月1日]

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例

平成11年10月 1 日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため小値賀町が設置した又は管理する公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合に、当該使用を制限することを目的とする。

(公の施設の使用の制限)

第2条 小値賀町が設置した又は管理する公の施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）は、当該公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該使用を許可しないものとする。

(公の施設の使用許可の取消等)

第3条 公共施設の管理者は、当該公の施設の使用を許可した後にその使用が前条に該当することが判明した場合においても、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、当該取消し、又は中止に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例施行規則

平成11年10月1日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例（平成11年小値賀町条例第12号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用を制限する場合の例示)

第2条 条例第2条に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の資金獲得を目的とする活動であると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の威力誇示を目的とする活動であると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の維持強化を図ることを目的とする活動であると認めるとき。

(使用を制限する場合の措置)

第3条 小値賀町が設置した又は管理する公の施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）は、当該公の施設の使用を制限する場合に該当するか否かについて疑義がある場合は、町長に対し次に掲げる事項について、通報するものとする。

- (1) 当該公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる事由
- (2) 使用申請者の住所及び氏名
- (3) 開催が予定されている行事の内容
- (4) その他参考事項

2 町長は、公共施設管理者から前項の通報を受けたときは、直ちに当該使用の申請に係る情報を収集し、当該公の施設の使用を制限する場合に該当するか否かの判断を付して公共施設管理者に通知するものとする。

(使用申請書等における特記事項)

第4条 公共施設管理者は、当該公の施設に係る使用申請書等に、条例第2条に規定する使用の制限の内容並びに条例第3条に規定する取消し及び中止に伴う損害賠償の責を負わない旨を記載し、

当該申請者に署名押印させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成6年12月26日条例第21号

改正

平成17年12月20日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、小値賀町地域福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 在宅老人及び障害者のデイサービス事業をはじめ、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、研修事業、機能訓練等を行うためセンターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小値賀町地域福祉センター
- (2) 位置 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2,367番地

(施設の管理)

第4条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第9条に規定する利用の許可、第14条に規定する利用の許可の取消し等に関する業務
- (2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 利用料の收受
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めるもの

(休館日)

第6条 センターの休館は、1月1日及び1月2日とする。

2 前項の規定にかかわらず指定管理者が必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することができる。

(利用時間)

第7条 センター（浴場を除く。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 浴場の利用時間は、午前10時から午後4時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 センターを利用できる者は、町内に住所を有する者とする。

- 2 指定管理者は、前項の者以外にも適当と認めた場合は、センターを利用させることができる。

(利用の許可)

第9条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、利用者が次に該当するときは、前項の許可を行わないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設、設備又は器具を破損するおそれがあるとき。
 - (3) その他センターの管理運営に支障があると認められるとき。
- 3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡の禁止)

第10条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第11条 町長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納付)

第12条 利用料金は、利用許可申請の際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、第9条第1項の許可に係る利用が次に該当する場合は、利用料金を減免することができる。

- (1) 町内に所在する福祉、社会教育、文化、産業団体等が、その目的達成のために利用するとき。

(2) その他指定管理者が、公益上又は団体利用等について特に必要と認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用権利者が次に該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 第9条の許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第15条 指定管理者は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月20日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第5条の許可を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の条例第9条の規定の許可を受けた者とみなす。

別表（第11条関係）

室利用料金

室名	使用時間	
	自 9 時00分～至17時00分	自 17時00分～至22時00分
多目的ホール	2,000円	2,400円
デイサービス室	1,000円	1,300円
研修室	1,000円	1,300円
調理室	1,500円	1,800円

浴場利用料金

大人	1 日	100円
小人	1 日	50円

○小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成6年12月22日規則第9号

改正

平成17年12月22日規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成6年小値賀町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 小値賀町地域福祉センター（以下「センター」という。）は、地域住民に対し、各種福祉サービスや研修等を行い在宅福祉の推進を図り、町民が健康で明るい生活を営むことを目的として次の事業を行う。

(1) デイサービス事業

在宅老人、身体障害者の自立生活の助長、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的な苦勞の軽減を図るためのデイサービスを行う。

(2) 研修事業

地域住民の教養の向上及びボランティア育成等の研修事業を行い、そのために必要な便宜を提供すること。

(3) 相談事業

地域住民の健康相談、生活相談等に応じ適当な援助指導を行う。

(4) 機能回復訓練事業

老人、身体障害者等の機能回復訓練を行う。

(5) 幼児、児童健全育成事業

幼児、児童等が健全ですこやかに成長するために必要な事業を行う。

(6) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

(利用制限)

第3条 センターは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、これを利用させてはならない。

(1) 専ら営利を目的とする事業の利便を図ること。

(2) 特定の政党の利害に関して利用し、又は公私の選挙に関して特定の候補者を支持若しくは反対するために利用すること。

(3) 特定の思想、宗教を支持し、又は特定の教派、宗教、教団若しくは思想団体の利害に関して利用すること。

(4) その他管理上支障があると認められるもの

2 次に掲げる者に対しては、浴場の利用を拒否することができる。

(1) 感染性の病気にかかっている者又はその疑いのある者

(2) めいてい又は精神異常と認められる者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(利用の手続)

第4条 条例第9条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、利用期日の5日前までに利用許可申請書(別記様式)を小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年小値賀町条例第21号)第6条の規定により、指定された指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、個人で利用しようとする者については、当該利用許可申請書の提出を省略させることができる。

2 条例第9条第1項の規定により、利用の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、その旨を指定管理者に利用期日の前日までに届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次の事項を守らなければならない。

(1) 火災、盗難の予防及び秩序維持に協力すること。

(2) 許可なく寄附の募集、物品の販売、宣伝、広告の指示又は配布をしてはならないこと。

(3) 動物を連行しないこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼす物品を携行しないこと。

(5) 前各号に掲げた事項のほか、管理上必要と認める事項

2 利用者は、建物、設備、備品等を滅失し、又は毀損したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

3 利用者は、その利用が終わったときは、利用した設備等を清掃のうえ、原状に復さなければならない。

(違反処分)

第6条 利用者が条例及びこの規則に違反する行為をしたときは、直ちに退出を命ずることができる。

(災害報告)

第7条 指定管理者は、災害又は事故によってセンターの施設、設備等に損害を受けたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定により、利用の手続きをしている者は、この規則の施行の際に改正後の規則第4条の規定の利用手続きをした者とみなす。

様式略